

職 補 一 1 3 0

令和2年3月31日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則16—4（補償及び福祉事業の実施）の運用について
」の一部改正について（通知）

「人事院規則16—4（補償及び福祉事業の実施）の運用について（平成14
年6月20日勤補一182）」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年4
月1日以降は、これによってください。

記

別紙第36を次のように改める。

長期家族介護者援護金支給申請書

(実施機関の長の官職氏名) 殿 下記の長期家族介護者援護金の支給を申請します。		申請年月日 令和 年 月 日 申請者の住所 氏 名 生年月日年 月 日 死亡した要介護年金受給権者との続柄	
1 死亡した 要介護年 金受給権 者に関す る事項	氏 名		死亡年月日 令和 年 月 日
	年金の種類 ・ 受給期間	<input type="checkbox"/> 傷病補償年金 (第 級) <input type="checkbox"/> 障害補償年金 (第 級) 年 月から	年金証書の番号 第 号
	死亡の原因		
2 申請者に 関する事 項	所得税の納付状況 前年の所得について所得税の納付が <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		申請者を扶養する者の状況 <input type="checkbox"/> 申請者を扶養する者がいない <input type="checkbox"/> 申請者を扶養する者がいるが、その者は前年の所得 について所得税を納付していない
	規則16-0第29条に規定する障害の有無		
	障害 (障害等級第7級又はそれに相当する程度以上) が <input type="checkbox"/> あ る <input type="checkbox"/> な い		
3 申請額	円		
※4 死亡した要介護年金受給権者に係る障害の部位・程度 <input type="checkbox"/> 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し (有し)、常に介護を要するもの (第1級) <input type="checkbox"/> 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し (有し)、随時介護を要するもの (第2級) <input type="checkbox"/> 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し (有し)、常に介護を要するもの (第1級) <input type="checkbox"/> 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し (有し)、随時介護を要するもの (第2級) 傷病等級第1級若しくは第2級又は障害等級第1級若しくは第2級に最初に該当することになった日 年 月 日			
※受理 令和 年 月 日	※決定 令和 年 月 日	※支払 令和 年 月 日	※決定金額 円

注1 申請者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。

注2 この申請書には、人事院規則16-4 (補償及び福祉事業の実施) 第24条の2第1項に定めるところにより必要な書類を添付すること。

別紙第46から別紙第54までを次のように改める。

災害補償報告書（令和 年度分）
（補償種類別報告）

- 総括表
- 常勤職員
- 非常勤職員

- 公務上の災害
- 通勤による災害

実施機関名 _____

補償の種類		件数等区分		日数	金額	翌年度へ継続する件数
		前年度からの継続	本年度発生			
療養補償						
休業補償						
傷病補償年金						
障害補償	年金					
	一時金					
介護補償	常時					
	随時					
遺族補償	年金					
	一時金					
葬祭補償						
障害補償年金差額一時金						
障害補償年金前払一時金						
遺族補償年金前払一時金						
船員の特例	予後補償					
	行方不明補償					
計						

災害補償報告書（令和 年度分）
（傷病・障害等級別報告）

- 総括表
- 常勤職員
- 非常勤職員

- 公務上の災害
- 通勤による災害

実施機関名 _____

補償別 等級 号	障 害 等 級														傷 病 等 級		
	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	第1級	第2級	第3級
1号																	
2号																	
3号																	
4号																	
5号																	
6号																	
7号																	
8号																	
9号																	
10号																	
11号																	
12号																	
13号																	
14号																	
15号																	
16号																	
17号																	
準用																	
併合繰上げ																	
加重																	
計																	
													合 計				

災害補償報告書（令和 年度認定分）
（事由別公務災害認定状況報告）

- 総括表
- 常勤職員
- 非常勤職員

実施機関名

事由別		事故発生年度	計	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	
総計			()	()	()	()	()	()	
負傷の場 合	合計		()	()	()	()	()	()	
	自己の職務遂行中		()	()	()	()	()	()	
	担当外の職務遂行中		()	()	()	()	()	()	
	出張中又は赴任途上		()	()	()	()	()	()	
	出退勤途上（公務上のもの）		()	()	()	()	()	()	
	レクリエーション参加中		()	()	()	()	()	()	
	設備の不完全又は管理上の不注意		()	()	()	()	()	()	
	職務遂行に伴う怨恨		()	()	()	()	()	()	
	その他		()	()	()	()	()	()	
	病 の 場 合	合計		()	()	()	()	()	()
規則16-0別表第1第1号に掲げる疾病			()	()	()	()	()	()	
規則16-0別表第1第2号に掲げる疾病			()	()	()	()	()	()	
規則16-0別表第1第3号に掲げる疾病		腰痛（非災害性）		()	()	()	()	()	()
		振動障害		()	()	()	()	()	()
		上肢等の運動器障害		()	()	()	()	()	()
		その他		()	()	()	()	()	()
規則16-0別表第1第4号に掲げる疾病			()	()	()	()	()	()	
規則16-0別表第1第5号に掲げる疾病			()	()	()	()	()	()	
規則16-0別表第1第6号に掲げる疾病		肝炎（伝染性）		()	()	()	()	()	()
		結核		()	()	()	()	()	()
		その他		()	()	()	()	()	()
規則16-0別表第1第7号に掲げる疾病			()	()	()	()	()	()	
規則16-0別表第1第8号に掲げる疾病		心臓疾患		()	()	()	()	()	()
		脳疾患		()	()	()	()	()	()
規則16-0別表第1第9号に掲げる疾病			()	()	()	()	()	()	
規則16-0別表第1第10号に掲げる疾病			()	()	()	()	()	()	

災害補償報告書（令和 年度認定分）
（態様別通勤災害認定状況報告）

- 総括表
- 常勤職員
- 非常勤職員

実施機関名 _____

通勤態様別		事故発生年度					
		計	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
計		()	()	()	()	()	()
出勤途上	小計	()	()	()	()	()	()
	合理的経路上	()	()	()	()	()	()
	逸脱後	()	()	()	()	()	()
	中断後	()	()	()	()	()	()
退勤途上	小計	()	()	()	()	()	()
	合理的経路上	()	()	()	()	()	()
	逸脱後	()	()	()	()	()	()
	中断後	()	()	()	()	()	()

災害補償報告書（令和 年度認定分）
（第三者加害事故発生状況報告）

- 総 括 表
- 常 勤 職 員
- 非 常 勤 職 員

実施機関名 _____

事故発生年度 事故態様別		計	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()
公務災害	小 計	()	()	()	()	()	()
	自動車による加害事故	()	()	()	()	()	()
	自動車以外による加害事故	()	()	()	()	()	()
通勤災害	小 計	()	()	()	()	()	()
	自動車による加害事故	()	()	()	()	()	()
	自動車以外による加害事故	()	()	()	()	()	()

災害補償報告書（令和 年度分）
（補償の免責状況報告）

- 総括表
 常勤職員
 非常勤職員

- 公務上の災害
 通勤による災害

実施機関名 _____

補償の種類	件数・金額	自動車による加害	自動車以外による加害	計
療養補償	免責件数	件	件	件
	免責額	円	円	円
休業補償	免責件数			
	免責額			
傷病補償年金	免責件数			
	免責額			
障害補償年金	免責件数			
	免責額			
障害補償一時金	免責件数			
	免責額			
介護補償	免責件数			
	免責額			
遺族補償年金	免責件数			
	免責額			
遺族補償一時金	免責件数			
	免責額			
葬祭補償	免責件数			
	免責額			
障害補償年金前払一時金	免責件数			
	免責額			
遺族補償年金前払一時金	免責件数			
	免責額			
計	免責件数			
	免責額			

福祉事業報告書 (令和 年度分)

- 総括表
 常勤職員
 非常勤職員

- 公務上の災害
 通勤による災害

実施機関名 _____

種類		事項	件数	個数又は 日数等	金額	移送費又は は旅行費	合計額
		外科後処置		/			
補装具	支給	義肢					
		装具					
		義眼					
		眼鏡					
		補聴器					
		人工喉頭					
		車椅子					
	再支給 修理						
		リハビリテーション		/			
		アフターケア		/			
		休業援護金				/	
		ホームヘルプサービス				/	
		奨学援護金		大学生等		/	
				高校生等			
				中学生等			
				小学生等			
		就労保育援護金				/	
		傷病特別支給金				/	
		障害特別支給金				/	
		遺族特別支給金				/	
		障害特別援護金				/	
		遺族特別援護金				/	
		長期家族介護者援護金				/	
		合計		/			

特別給付金支給報告書
(令和 年度分)

- 総括表
- 常勤職員
- 非常勤職員

- 公務上の災害
- 通勤による災害

実施機関名 _____

件数等区分		件数			金額	翌年度へ継続する件数
		前年度からの 継	本年度発生	計		
特別給付金の種類						
傷病特別給付金						
障害特別給付金	年金					
	一時金					
遺族特別給付金	年金					
	一時金					
障害差額特別給付金						
計						

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別紙第58 記録簿及び報告書の作成及び記入の要領</p> <p>第2 報告書の作成及び記入の要領</p> <p>1 災害補償報告書</p> <p>(1) 補償種類別報告関係</p> <p>ア この報告は、災害補償記録簿並びに傷病補償年金記録簿、障害補償年金記録簿及び遺族補償年金記録簿に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、<u>常勤職員及び非常勤職員の別</u>（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。</p>	<p>別紙第58 記録簿及び報告書の作成及び記入の要領</p> <p>第2 報告書の作成及び記入の要領</p> <p>1 災害補償報告書</p> <p>(1) 補償種類別報告関係</p> <p>ア この報告は、災害補償記録簿並びに傷病補償年金記録簿、障害補償年金記録簿及び遺族補償年金記録簿に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、<u>一般会計常勤職員、一般会計非常勤職員、特別会計常勤職員及び特別会計非常勤職員の別</u>（<u>実施機関が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定</u></p>

イ～カ (略)

(2) 傷病・障害等級別報告関係

ア この報告は、災害補償記録簿並びに傷病補償年金記録簿及び障害補償年金記録簿に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

する行政執行法人又は日本郵政株式会社である場合にあつては、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別。以下同じ。）（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

イ～カ (略)

(2) 傷病・障害等級別報告関係

ア この報告は、災害補償記録簿並びに傷病補償年金記録簿及び障害補償年金記録簿に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、一般会計常勤職員、一般会計非常勤職員、特別会計常勤職員及び特別会計非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

イ～キ (略)

(3) 災害認定状況報告関係

ア この報告は、災害補償記録簿等に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

イ～エ (略)

(4) 事由別公務災害認定状況報告関係

ア この報告は、災害補償記録簿に基づき、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

イ～キ (略)

(3) 災害認定状況報告関係

ア この報告は、災害補償記録簿等に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、一般会計常勤職員、一般会計非常勤職員、特別会計常勤職員及び特別会計非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

イ～エ (略)

(4) 事由別公務災害認定状況報告関係

ア この報告は、災害補償記録簿に基づき、総括表、一般会計常勤職員、一般会計非常勤職員、特別会計常勤職員及び特別会計非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各

イ～キ (略)

(5) 態様別通勤災害認定状況
報告関係

ア この報告は、災害補償
記録簿等に基づき、総括
表、常勤職員及び非常勤
職員の別（その区別を該
当する□にレ印で記入す
ること。）に各1通作成
すること。

イ・ウ (略)

(6) 第三者加害事故発生状況
報告関係

ア この報告は、災害補償
記録簿に基づき、総括表
、常勤職員及び非常勤職
員の別（その区別を該当
する□にレ印で記入する
こと。）に各1通作成す
ること。

イ・ウ (略)

1通作成すること。

イ～キ (略)

(5) 態様別通勤災害認定状況
報告関係

ア この報告は、災害補償
記録簿等に基づき、総括
表、一般会計常勤職員、
一般会計非常勤職員、特
別会計常勤職員及び特別
会計非常勤職員の別（そ
の区別を該当する□にレ
印で記入すること。）に
各1通作成すること。

イ・ウ (略)

(6) 第三者加害事故発生状況
報告関係

ア この報告は、災害補償
記録簿に基づき、総括表
、一般会計常勤職員、一
般会計非常勤職員、特別
会計常勤職員及び特別会
計非常勤職員の別（その
区別を該当する□にレ印
で記入すること。）に各
1通作成すること。

イ・ウ (略)

(7) 補償の免責状況報告関係

ア この報告は、補償の免責状況について災害補償記録簿及び年金記録簿に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

イ・ウ （略）

2 福祉事業報告書

(1) この報告書は、福祉事業記録簿に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入

(7) 補償の免責状況報告関係

ア この報告は、補償の免責状況について災害補償記録簿及び年金記録簿に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、一般会計常勤職員、一般会計非常勤職員、特別会計常勤職員及び特別会計非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

イ・ウ （略）

2 福祉事業報告書

(1) この報告書は、福祉事業記録簿に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、一般会計常勤職員、一般会計非常勤職員、特別会計常勤職員及び特

すること。)に各1通作成
すること。

(2)・(3) (略)

(4) 「件数」の欄には、報告
される年度において実施さ
れた福祉事業の件数を記入
すること。

(5) 「個数又は日数等」の欄
には、件数に対応する補装
具の個数、休業援護金の日
数、奨学援護金に係る学校
等の種類別在学者等の数又
は就労保育援護金に係る保
育児数を記入すること。

(6)～(9) (略)

別会計非常勤職員の別(そ
の区別を該当する□にレ印
で記入すること。)に各1
通作成すること。

(2)・(3) (略)

(4) 「件数」の欄には、報告
される年度において実施さ
れた福祉事業の件数を記入
すること。外科後処置、リ
ハビリテーション又はホー
ムヘルプサービスを前年度
から継続して行った場合に
は、その内数を()を付
して記入すること。

(5) 「個数又は日数等」の欄
には、件数に対応する補装
具の個数、外科後処置、リ
ハビリテーション、アフタ
ーケア若しくは休業援護金
の日数、ホームヘルプサー
ビスの月数、奨学援護金に
係る学校等の種類別在学者
等の数又は就労保育援護金
に係る保育児数を記入する
こと。

(6)～(9) (略)

3 特別給付金支給報告書

- (1) この報告書は、特別給付金記録簿に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、常勤職員及び非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

(2)～(6) (略)

3 特別給付金支給報告書

- (1) この報告書は、特別給付金記録簿に基づき、公務上の災害及び通勤による災害ごと（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に、総括表、一般会計常勤職員、一般会計非常勤職員、特別会計常勤職員及び特別会計非常勤職員の別（その区別を該当する□にレ印で記入すること。）に各1通作成すること。

(2)～(6) (略)

以 上